

福井嶺北リトルシニア 規約

1. 名称

本会は、福井嶺北リトルシニアと称し、所在地を「福井県福井市高木中央 1 丁目 504」に置く。

2. 目的

本会は、日本リトルシニア中学硬式野球協会、リトルシニア東海連盟に属し、その規定と理念を遵守し、少年達に硬式野球を正しく指導し、高校以降の野球選手として、また社会人として心身ともに健康でたくましく育成することを目的とする。

3. 事業

本会は、第 2 条の目的を達成するため、以下の事業を行う

- ① 日本リトルシニア中学硬式野球協会日本選手権大会予選、および春季秋季大会
- ② 連盟の推薦する親善大会
- ③ その他、リトルシニアの育成及び会員親善のための事業

4. 会員資格

- ① 中学 1 年生から 3 年生の少年は、本会会長に入会申込手続きを行い、東海連盟に承認を受けて本会員となることができる。
- ② 小学 6 年生で本会役員の承認を得た少年は、練習生としてチームの練習に参加できる。練習生の処遇は別途細目で定める。
- ③ 本会員資格期間を満了した少年で、引き続き練習に参加を希望する少年は、本会役員の承認を得て練習生として参加できる。

5. 入退会

- ① 本会に入会を希望し、前条資格を満たすものは、入会申込書、誓約書を提出し、規約で定める入会費を納入し、入会手続きを行う。
- ② 入会を承認された会員は、全員例外なくスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- ③ 退会は本人の申し出により認めるが、退会届を提出すること。また、いったん納入された入会費、月会費は、退団の理由にかかわらず返金しない。チーム及び東海連盟からの貸与品は退会時に返納すること。
- ④ 退会した会員の再入会を妨げないが、再入会時には、新規入会と同等の手続きを行い、改めて入会費を納めるものとする。
- ⑤ 特段の事情があり、役員会で了承された場合は、休部の扱いを認める。休部中は会費は徴収せず、また、復帰する際も入会金を徴収しない。
- ⑥ 会の規則に反する行為を意図的に繰り返す者、指導者の指示に従わない者、会員の名誉を棄損する者については、退会処分を科す場合がある。ただし、処分については、当該者とじゅうぶん協議のうえ、役員全員的一致がなければならない。

6. 役員

本会は、次の役員を置く。役員任期は1年とし、総会で承認を得る。ただし、再選を妨げない。

- 代表 1名
- 会長、副会長 各1名
- 事務局長、副事務局長 各1名
- 会計監査 1名
- 審判部長、副部長 各1名

- ① 代表は、本会を代表し、活動の統括責任を負う
- ② 会長は、役員会を代表し、チーム運営を統括する
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- ④ 事務局長は、正副会長を補佐し、本会の事務全般を統括する。
- ⑤ 副事務局長は、事務局長を補佐し、本会の会計事務を行う。
- ⑥ 会計監査は、決算の正確性、健全性を監査する。監査は非常勤でも可とするが、他役員との兼務は認めない。
- ⑦ 審判部長は、連盟の要請に応じ、審判業務及びチーム内の審判指導を行う。
- ⑧ 審判副部長は、審判部長を補佐し、審判部長に事故あるときは職務を代行する。

7. 指導者

- ① 本会は、指導者として、総監督1名、監督1名、コーチ複数名を置く。必要に応じ、外部指導者の指導を受けられるものとする。
- ② 総監督、監督は任期を定めず、本会役員会の承認によって任命されるものとする。
- ③ コーチ、スコアラーは監督が任命する。
- ④ 指導者、および審判部の用具は原則すべて会の負担とする。指導者が参加する本会運営のための公的行事（理事会、役員会等）の費用については、会が実費を負担する。

8. 保護者

- ① 保護者は、会運営を補佐し、会事業が円滑に行われるよう協力する。また、各家庭によって条件が異なることを前提とし、相互理解を尊重し、全選手の成長に寄与するよう努力する。
- ② 活動中の指導方法及び試合の采配は、監督をはじめとする指導者に一任する。ただし、練習中、指導者から指示や了解がある場合、練習運営に参加協力することを妨げない。
- ③ 選手や保護者の個人情報、事務局が厳重に管理し、本人の了解無に外部へ提供することは行わない。ただし、連盟行事への登録、保険の処理など会運営上、当然必要と思われる案件は、事務局に一任するものとする。
- ④ 上記目的を達成するため、以下の通り、保護者会を設ける。保護者会の役割詳細

は、別途保護者会会則で定めるが、限定的なものとし、保護者の負担が無制限に増えないよう留意する。

- (4-1) 学年毎に、保護者会学年代表として、選手の男性保護者1名、女性保護者1名を本会役員から委託する。同じ家庭から男性、女性の代表を委託することは禁止する。
- (4-2) 保護者会運営に必要な経費は、本会の通常会計で補い、別途保護者会費は徴収しない。
- (4-3) 保護者会の主要な役割は、試合運営の補助（当日の運営とその調整、備品、昼食、飲物等の準備）、一日練習の補助（キーパー等セッティング、補助食準備）、備品管理の補助とする。
- (4-4) 必要に応じ、総会以外に役員と保護者会との意見交換の場を設ける。形式は特に定めない。

9. 総会

- ① 総会は、役員、指導者、保護者から構成される。
- ② 定期総会は、毎年10月に開催し、前年度活動及び決算の報告、次年度活動案の承認、その他必要な事項を協議する。正当な理由があれば、時期を変更することができるが、遅くとも、最上級生卒団前に実施する。
- ③ 必要と判断した時、会長は任意に臨時総会を開催することができる。組織の改正、会費の改定、本規約の改訂を行うときは、総会の議決を経なければならない。
- ④ 総会各議案は構成員3分の2以上の賛成で議決される。ただし、保護者は1家庭1票とし、委任状を含む。

10. 会計、運営費

- ① 本会に入会する際の入会費は 20,000円とする。
- ② 本会会員の月会費は 13,000円 とする。
ただし、1家庭で2人以上入会する場合、以下のとおり減額する。会費の減額は、兄弟が同時期に入会しているかどうかを問わない。

2人目	11,000円
3人目以降	9,000円
- ③ 月会費は、入団時から卒団年度の10月度分まで納入するものとする。ただし、入団申し込み後、選手が小学生の期間は徴収しない。
- ④ 会の通常運営はすべて月会費で経営することを原則とするが、遠征にかかわる費用、会員親睦のための行事会費、総会で承認を得た個別案件については、別途徴収する場合がある。いずれの場合も、健全な経営努力をし、保護者の負担が最小限になるよう努力する。
- ⑤ 事務局は、毎年年度会計の決算をし、会計監査を受けたうえで、定期総会で承認を得なければならない。

1 1. 事故の責任範囲

活動時間及び、その往復での事故は、スポーツ安全保険の範囲で補償し、指導者やチームは責任を負わないものとする。

1 2. 練習、学業との関係

- ① 保護者は、各家庭の責任において、学生の本分が学業であることを逸脱しないよう、各選手を指導するものとする。
- ② 各学校が定める試験期間中、勉強への専念を希望する選手は、監督に事前に申し出て練習を一時休むことができる。

1 3. 遠征試合に関する事項

- ① 大会や練習試合で県外試合に参加する際、選手はチームが手配したバスでの移動を原則とし、チーム役員または指導者が責任をもって運転を行う。
- ② やむを得ない理由で、チーム役員または指導者が運転の任にあたれない場合限り、法令上必要な資格と技能を持った保護者に依頼することを認める。その場合でも、最終責任はチームが負うものとする。また、運転の任を負った保護者に、運転手当として1往復につき、2,000円を支給し、食事はチーム負担とする。

1 4. 補足

- ③ 本規約に定められていない詳細については、必要に応じ、別途細目で定める。
- ④ 本会は、指導者、保護者、選手間の相互理解、明るい運営を通して強いチームを育てることを信条とし、規約や細目に定められていない課題が発生した場合も、じゅうぶんな協議を行い解決するものとする。

1 5. 施行及び改訂履歴

本規約は、2012年12月9日の総会で承認され、同日から施行する。

本規約改訂は、2016年12月4日の総会で承認され、同日から施行する。

本規約改訂は、2019年6月2日の総会で承認され、同日から施行する。

本規約改訂は、2023年12月3日の総会で承認され、同日から施行する。